

## 一般廃棄物処理基本計画(平成29年度改訂)の取組検証

○:実施 △:未実施

取組み項目	上段: 取組みの内容		評価	今後の方向性 (継続、変更、終了)
	下段: 令和2年度現在の取込み実績			
<b>(1)発生抑制・資源化計画</b>				
<b>1)市民における方策</b>				
1	資源物の分別収集の活用	可燃ごみに混入している雑紙類の分別と不燃ごみに混入しているプラスチック容器包装類の分別を徹底します。新たに雑紙入れ袋を活用し、ごみの減量と資源化の促進を図ります。 ・令和元年10月から資源物戸別収集実施 ・資源物の分別を促進 ・プラスチック容器包装類、古紙類の情報をホームページに掲載 ・ざつ紙入れ袋「ざつがみぱっく」の使用を促進 ・スマートフォン向西東京市ごみ分別アプリを配布	○	継続
2	生ごみの減量化・堆肥化	可燃ごみの減量化を図るため、可燃ごみの約40%を占める生ごみのうちの約80%が水分なので、水きり用具や最初から濡らさない分別バケツ等の活用。また、落ち葉を腐葉土にする腐葉土バッグ等を活用し、ごみの減量と堆肥資源化を拡充します。 ・生ごみ及び生ごみ一時処理物無料回収事業紹介・動画解説 ・生ごみ減量のポイント、ダンボールコンポスト試用の啓発の実施 ・エコ・クッキングの啓発と環境フェスティバルでの生ごみ堆肥を無料配布、小学校での堆肥利用を啓発 ・環境フェスティバルにおいてごみ減量や資源化手法を紹介 ・生ごみリサイクルでは、約300世帯が参加し資源化を推進	○	継続
3	マイバッグの利用と容器包装類の返却の推進	市民は、買い物時にマイバッグ等を利用するなどの過剰包装を断ることにより、包装材の発生を抑制します。また、スーパーなどが実施しているトレイ、ペットボトル、牛乳パック等の容器包装類の返却を活用します。 ・レジ袋有料化の実施 ・エコバッグの活用をホームページに啓発 ・資源回収店舗を広報誌で紹介	○	継続
4	使い捨て商品の使用抑制、再生品の使用推進	ごみや食品ロスの発生抑制のために必要以上の買い物をしない。再生資源の利用を促進するために、使い捨て商品の使用抑制と、再生品の選択、使用に努めます。また、リサイクルショップの活用や、フードバンク活動等に協力します。 ・3010運動(さんまるいちまる運動)を促進 ・フードロス削減のため、「フードドライブ」の実施 ・使用可能家具をシルバー人材センターのリサイクルショップへ案内	○	継続
5	環境美化活動	環境フェスティバルによるごみ拾い散歩、環境美化キャンペーン、フリーマーケット等のイベントに参加し、楽しみながら、ごみの発生抑制、資源化の意識を高めるとともに、市民活動の輪を広げます。 ・年2回の統一美化キャンペーン(ごみゼロ運動)の実施 ・環境フェスティバル、路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーンの実施 ・エコプラザ西東京で、家具等の再生や「りさいくる市」を開催	○	継続
<b>2)事業者における方策</b>				
1	発生源における排出抑制・資源化	事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。また、事業者向けのごみ減量・資源化マニュアルを活用し、適正な排出やフードバンク等の社会貢献活動への協力を図ります。 ・事業者向け廃棄物処理の手引を作成し、ホームページで周知、配布	○	継続
2	過剰包装の自粛	事業者は、過剰包装を自粛します。 ・事業者向け廃棄物処理の手引を作成し、ホームページで周知、配布	○	継続
3	流通包装廃棄物の抑制	事業者は、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制します。なかでも、大規模事業者を中心に講習会を開催し、ごみの減量と資源化の周知を図ります。 ・事業者向け廃棄物の手引を活用し事業者向け廃棄物講習会を検討	△	継続
4	使い捨て商品の使用抑制	事業者は、使い捨て商品の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品の採用及び自主回収、資源化ルートを構築します。 ・事業者向け廃棄物処理の手引を作成し、ホームページで周知、配布	○	継続
5	商品の延命化	事業者は、アフターサービスの充実・低コスト化等、商品を長期間にわたって利用できるサービスの提供を行います。 ・事業者向け廃棄物処理の手引を作成し、ホームページで周知、配布	○	継続
6	店頭回収等の実施	事業者は、店舗や事業所において資源物の独自の店頭回収を推進します。また、空きスペースを市民、行政との協働による資源物の店頭回収等の活動拠点として活用します。 ・市内19店舗回収の事業者の情報をホームページ、広報誌で紹介	○	継続
7	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底	事業者は、ごみの減量、資源化の推進を図るために、計画書を策定し、履行します。 ・延べ床面積3,000㎡以上の事業者を対象に毎年計画書等を提出してもらい必要な指導の実施 ・平成29年度から各ごみ種別の処分量、リサイクル量、処分先を追加	○	継続

一般廃棄物処理基本計画(平成29年度改訂)の取組検証

○:実施 △:未実施

取組み項目	上段：取組みの内容		評価	今後の方向性 (継続、変更、終了)
	下段：令和2年度現在の取込み実績			
<b>3)行政における方策</b>				
1	資源物の戸別収集の検討	<p>家庭ごみの分別減量と資源化促進、高齢化の進展に伴う排出困難者対策等の市民サービスの向上や、置きカゴによる事故防止等に向けて、資源物の戸別収集を検討します。</p> <p>・令和元年10月から資源物の戸別収集を実施</p>	○	終了
2	教育、啓発活動の充実	<p>・学校における環境学習、食品ロスについての教育を推進します。</p> <p>・環境フェスティバル等のイベント活動を通じて、ごみ減量や資源化の手法等の周知します。</p> <p>・市民・事業者に発生抑制・資源化の取り組みに関する情報を提供します。</p> <p>・地域コミュニティに地域活動や排出ルールの遵守を促進します。</p> <p>・エコプラザ西東京における事業の周知及び活用を図ります。</p> <p>・事業者向けの排出マニュアルの作成をし、ごみの排出方法等の周知を行います。</p> <p>・副読本の作成、配布</p> <p>・環境講座の開催回数の増加</p> <p>・電子紙芝居の作成、公表(DVDの学校への配布、市ホームページでの公開等)</p> <p>・保育園・小学校等へ出前講座により環境学習の実施</p> <p>・環境フェスティバルやエコプラザ西東京のイベントでの周知・啓発の実施</p> <p>・集団回収登録団体への意見交換会の実施</p> <p>・市民活動へのボランティア袋の配布</p>	○	継続
3	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制	<p>マイバッグ運動を展開し、レジ袋等の削減を推進します。</p> <p>・広報誌やホームページによるレジ袋有料化に伴うマイバッグ持参の周知</p>	○	継続
4	リユース食器の利用・普及	<p>イカップ、マイ箸、マイ容器の利用を推進します。</p> <p>・スーパー、コンビニエンスストア、飲食店等との共同キャンペーン</p> <p>・環境フェスティバル、市民まつり等におけるリユース食器の利用徹底(りさいくる市にて市民団体による食器リサイクルを支援)</p>	○	継続
5	グリーン購入の推進	<p>再生品等の供給面の取り組みに加えて需要面からの取り組みが重要であることから、市は率先して環境に配慮した物品等の調達を推進するとともに、環境に配慮した物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。</p> <p>・市役所などにおけるグリーン購入の実施</p> <p>・環境に配慮した商品の購入やインクトナー使用量削減等の実施</p>	○	継続
6	エコ・クッキングの啓発と生ごみ堆肥の有効活用	<p>料理の際に発生する残飯などを抑制するため、食材を無駄なく使うエコ・クッキングの方法について講習会などを開催し啓発に努めます。生ごみ回収をして堆肥化したものを市民や公園管理などに還元し、緑化対策等の検証を行います。</p> <p>・エコクッキングについて市民向け事業や広報誌により情報提供</p> <p>・回収した生ごみを堆肥化し環境フェスティバルで無料配布、学校の花壇等で活用</p>	○	継続
7	集合住宅管理者等への指導	<p>集合住宅等に関しては、ごみの分別や排出ルールが守るよう優良排出管理者認定制度を活用し、管理体制を整えます。</p> <p>・集合住宅集積所等管理認定制度を実施し、必要な指導の実施</p>	○	継続
8	家庭ごみ処理有料化の分析	<p>ごみ有料化実施後のごみ排出量、処理経費、市民意識等の変化を分析、検証し、必要に応じ制度の見直しを行います。</p> <p>・市・廃棄物減量等推進審議会にて分析・検討を継続</p>	○	継続
9	エコショップ認定制度の検討	<p>過剰包装の抑制、資源物の店頭回収等、ごみの発生抑制・資源化に取り組む店舗をエコショップとして認定することで、地域における取り組みの活性化を図るため、エコショップ認定制度の導入を検討します。</p> <p>・ごみの発生抑制や資源化に取り組む店舗への認定制度を検討</p>	○	終了
10	インセンティブによる発生抑制・資源化	<p>インセンティブ効果が期待できるシステムの構築について調査・研究します。取り組みのイメージを次に示します。</p> <p>・店頭回収を推進する事業者の支援(ホームページでPR等)</p> <p>・廃品回収について、基準以上の成果を上げた市民団体については、奨励金を配当する等</p> <p>・「ざつがみばっく」作成・無料配布による紙類分別のインセンティブ誘発</p> <p>・ごみの減量・資源化に取り組む事業者や市民団体等への表彰等を調査・研究</p>	○	継続

# 一般廃棄物処理基本計画(平成29年度改訂)の取組検証

○:実施 △:未実施

取組み項目	上段：取組みの内容		評価	今後の方向性 (継続、変更、終了)
	下段：令和2年度現在の取込み実績			
<b>(2)収集・運搬計画</b>				
<b>1)家庭系ごみの収集・運搬</b>				
1	分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に対して、「西東京市ごみの分け方・出し方」に従って分別を徹底するよう周知を図ります。</li> <li>・排出者の責任を明確にし、分別の徹底を促進するため、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類の戸別収集方式を継続します。</li> <li>・また、新たに資源物の戸別収集方式も検討します。</li> </ul>	○	継続
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ「ごみ・資源物の分け方・出し方」で啓発</li> <li>・ホームページ「ごみの分け方一覧」で啓発</li> <li>・「西東京市ごみ分別アプリ」で情報提供</li> <li>・「西東京市ごみ・資源物収集カレンダー」に従って分別を徹底するよう周知</li> <li>・可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類の戸別収集を継続</li> <li>・資源物の戸別収集の実施(令和元年10月)</li> </ul>		
2	適正な収集回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源物の戸別収集の検討と併せ、市民に納得を得られる効率的な収集・運搬、適正な経費と収集回数を検討していきます。</li> </ul>	○	継続
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集頻度は資料「西東京市の現状と課題について」表2のとおりで継続</li> </ul>		
3	市民サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障害者等、ごみ出しや分別が困難な世帯を対象に、より適正な分別が図れるよう、ふれあい収集を継続します。</li> </ul>	○	継続
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい収集を継続</li> </ul>		
4	収集・運搬車両の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの排出量、運搬車両数の削減を考慮し、電子機器等を使用し、収集ルート等をデータ化することにより、収集・運搬車両台数等の見直しを行います。</li> <li>・また、収集・運搬車両の排気ガスに含まれる温室効果ガス等の低減を図るため、新規導入にあたっては、低公害車の利用を推進します。</li> </ul>	○	継続
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集・運搬データベース化</li> <li>・低公害車の導入</li> </ul>		
5	資源集積所の管理徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会、廃棄物減量等推進員等と協力し、資源集積所の管理状況を定期的に監視し、資源集積所を利用する市民の自主的な管理を促進します。</li> </ul>	○	終了
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源集積所の廃止</li> </ul>		
<b>2)事業系ごみの収集・運搬</b>				
1	排出者責任の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行います。</li> </ul>	○	継続
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者向け廃棄物処理の手引を作成し、ホームページで周知、配布</li> </ul>		
2	許可業者による収集と自己搬入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が一般廃棄物を排出する場合には、家庭系ごみの分別区分に準じて、一般廃棄物処理業許可業者に収集を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。</li> <li>・収集・運搬業の許可については、今後の社会経済状況の変動や事業系一般廃棄物処理量の推移を見極めたうえで、必要に応じ検討を行うこととします。</li> </ul>	○	継続
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可業者、あるいは自己搬入の実施</li> <li>・許可の検討</li> </ul>		
<b>(3)中間処理計画</b>				
<b>1)適正処理の推進</b>				
1	適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては焼却処理により熱回収(サーマルリカバリー)を行い、資源の循環が図りやすい処理体制を推進します。</li> </ul>	○	継続
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化を優先した処理の実施</li> <li>・組合におけるサーマルリカバリーの実施</li> </ul>		
<b>2)広域処理の推進</b>				
1	広域処理の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清瀬市、東久留米市とともに柳泉園組合における共同処理を継続します。</li> <li>・可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物(びん、缶等)を柳泉園組合で処理します。</li> <li>・古紙・古布類、金属類、小型家電、廃食用油、せん定枝は直接資源化事業者へ搬出し、プラスチック容器包装類は民間事業者へ中間処理を委託して、いずれも資源化します。</li> </ul>	○	継続
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同処理の継続</li> <li>・民間活用によるごみ処理、資源化の実施</li> </ul>		
2	熱エネルギーの有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柳泉園組合において焼却処理に伴い発生する余熱を活用して、ごみ発電を行い、場内での利用や電力会社へ売電するとともに、室内プール、浴場への熱供給等の事業を継続します。</li> </ul>	○	継続
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・余熱利用の実施</li> </ul>		
<b>3)資源化の拡充</b>				
1	民間活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルに関して優れた技術やノウハウを有する民間事業者について、安全性、効率性、経済性、信頼性等を確認した上で積極的に採用し、市の資源化事業を活性化していきます。</li> </ul>	○	継続
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間活用による資源化の実施</li> </ul>		
2	資源化の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残渣類(焼却残渣等)の有効活用、資源分別回収量の増加、新たな分別回収品目の設定に備え、資源化施設の整備、民間活用、広域処理の可能性などを検討し、資源化の拡充を図ります。</li> </ul>	○	継続
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却残渣は東京たま広域資源循環組合でセメント化</li> <li>・資源物、不燃残渣は民間活用による資源化</li> </ul>		

一般廃棄物処理基本計画(平成29年度改訂)の取組検証

○:実施 △:未実施

取組み項目	上段：取組みの内容		評価	今後の方向性 (継続、変更、終了)
	下段：令和2年度現在の取込み実績			
<b>(4)最終処分対策</b>				
1	埋立量の削減	<p>ごみの発生抑制・資源化に係る取組み、資源物の分別収集・資源化、不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化により、埋立量ゼロを継続し、二ツ塚最終処分場を延命化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却残渣は全量セメント化を継続</li> <li>・資源物、不燃残渣は民間活用により全量資源化を継続</li> <li>・以上により、埋立量ゼロを継続中</li> </ul>	○	継続
2	広域処理の継続	<p>柳泉園組合で焼却処理後に発生する焼却残渣は、引き続き東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設で資源化します。なお、不燃残渣に関しては、再資源化利用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も上記を継続予定</li> </ul>	○	継続
<b>(5)その他</b>				
<b>1)市民・事業者・行政の連携</b>				
1	廃棄物減量等推進審議会の運営、推進員の活動	<p>西東京市廃棄物減量等推進審議会を運営し、西東京市廃棄物減量等推進員の活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物減量等推進審議会を毎年開催</li> </ul>	○	継続
2	環境美化の推進	<p>環境美化の推進及び市民の安全を図るために、ポイ捨て・路上喫煙防止キャンペーン、環境美化運動(ごみゼロの日等)の実施、地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、各種広報等による啓発を推進し、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーンの実施</li> <li>・統一美化キャンペーン(ごみゼロ運動)の実施</li> <li>・上記活動を市民、西東京市老人クラブ、シルバー人材センター、西東京市廃棄物減量等推進委員等と協力して実施</li> <li>・「西東京市ECO羅針盤」で上記活動を広報、啓発</li> </ul>	○	継続
<b>2)処理困難物への対応</b>				
1	適正な処理・処分の指導強化	<p>行政が収集しないタイヤ、バッテリー等は、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市で収集できない物の処理依頼先について、ホームページやごみカレンダーで周知</li> </ul>	○	継続
2	医療系廃棄物への対応強化	<p>在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関・薬局などによる回収等の促進及び医療機関・薬局と連携した適正な処理・回収ルートを活用するよう市民へ啓発します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注射針以外は可燃ごみとして処理</li> <li>・注射針は処方した医療機関又は薬局に返却するよう、ホームページやごみカレンダーで周知</li> <li>・回収実施事業局では看板を掲げ、注射針配付時に専用回収容器を配布</li> </ul>	○	継続
<b>3)不法投棄対策の強化</b>				
1	不法投棄対策の推進	<p>西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、広報等を通じてごみの不法投棄、散乱の防止を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年10月から資源物を含め全てのごみを戸別収集とし、路上の集積所を廃止して不法投棄を防止</li> <li>・「西東京市ECO羅針盤」で効果的な不法投棄防止宅策事例を紹介</li> <li>・不法投棄問題の当事者に調査・解決の支援の実施</li> </ul>	○	継続
<b>4)災害時対策</b>				
1	災害廃棄物処理計画の策定	<p>大規模災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、交通の断絶等に伴い、平時と同じ収集・運搬・処理・処分の対応が困難である。そのため、災害廃棄物処理計画を策定し、事前に十分な対策を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度に災害廃棄物処理計画を策定予定</li> <li>・西東京市地域防災計画に基づき実施</li> </ul>	○	継続
2	ごみ処理	<p>西東京市地域防災計画に基づき、災害に伴い発生したごみを、委託事業者とも協議のうえ、なるべく早く収集・運搬し、処理する。また、柳泉園組合は速やかに点検を行い、稼働できるよう措置をとります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西東京市地域防災計画に基づき実施</li> <li>・西東京市地域防災計画を令和2年度に見直し中</li> <li>・令和3年度に、ごみ・し尿処理に特化した災害廃棄物処理計画を策定予定</li> </ul>	○	継続
3	し尿処理	<p>西東京市地域防災計画に基づき、仮設トイレの設置、管理を行うとともに、処理施設被害状況に応じて、し尿の収集・処理の体制を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西東京市地域防災計画に基づき実施</li> <li>・西東京市地域防災計画を令和2年度に見直し中</li> <li>・令和3年度に、ごみ・し尿処理に特化した災害廃棄物処理計画を策定予定</li> </ul>	○	継続